

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

障害者自立支援法違憲訴訟団

東京訴訟 原告 家平 悟
全国弁護士 事務局長 弁護士 藤岡毅

障害者自立支援法訴訟団の概要

1. 設立年月日： 2008年6月3日

2. 活動目的及び主な活動内容：

当団体は、2006年施行の障害者自立支援法が憲法に違反するとして、2008年6月3日全国一斉免除申請行動、同年10月の全国一斉提訴を経て、14地裁に原告71名が国等を提訴し、2010年1月7日、国との基本合意文書の締結、同年4月21日までに基本合意を確認する訴訟上の和解に至った。

基本合意、訴訟上の和解の実現を求めて、**今まで国と16回の定期協議を行っている。**

障害者権利条約・2011年8月30日付総合福祉部会骨格提言・基本合意文書の3つの基本文書の実現を活動目標としている。

【主な活動内容】

・ 国（厚労省・こども家庭庁）との定期協議（2025年11月10日が第16回）

・ **2025年6月2日、厚生労働省とこども家庭庁の後援を頂き「基本合意15周年フォーラム」を実施。**

厚生労働省 吉田大臣政務官、こども家庭庁 友納大臣政務官にご挨拶いただき、厚労省野村部長、こども家庭庁源河審議官に特別報告を頂き、厚労省伊藤課長、こども家庭庁小野課長にパネルディスカッションに登壇頂いた。

・ 日本の障害者政策の前進を目的とした意見交換、その他諸活動

・ 書籍（「立ち上がった当事者たち」）、パンフレット、メールマガジン等発行

3. 加盟団体数：三団体

原告団

弁護団

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会

4. 会員数：（2026年6月時点）

元原告（補佐人含む）60名弱・弁護団約200名

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会

世話人、幹事約30名、一般会員約800名

5. 代表： 全国弁護団代表弁護士竹下義樹

めざす会 世話人藤井克徳

概要一 国連勧告・要請（総括所見）を真剣に実現しよう！

- ― 1 2026年2月18日最高裁大法廷判決も障害者権利条約を重視している。
- ― 2 精神科入院医療費から地域生活支援のために
予算配分を転換すべき
- ― 3 職場・通勤等における障害福祉施策の利用を可能とすべき

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

概要一 | 最高裁も障害者権利条約を重視していること。

2022年9月(配布10月)の国連権利委員会の日本への総括所見

これを実現する視点が重要です。

2026年2月18日「旧警備業法違憲訴訟」 最高裁大法廷判決

成年後見制度を利用すると警備員として失職させる旧警備業法は憲法22条14条に違反し違憲であると15名全員が断じました。

その根拠として障害者権利条約が強調されています。

平成23年から25年にかけて障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成26年には同批准がされ平成28年には障害者差別解消法等が施行されるに至った。障害者権利条約の批准に伴い整備された国内法は、障害者の定義を新たなものとした上で、障害者が人権を保障され、尊厳を尊重されるべき旨を明示するなどしており、社会における障害の捉え方の変化等を受けて、福祉や保護を中心とした障害者施策を法的な権利の保障を中心とするものへと転換していく流れを反映させたものであったといえることができる。これら障害者権利条約の批准やこれに伴う国内法の整備等の一連の動きとあいまって、徐々に障害者を取り巻く社会や国民の意識の変化が進み、障害者の権利の保障の在り方が大きく変容することとなった。

概要一 2 精神科入院医療費から 地域生活支援に予算配分を転換すること

第42パラ (a) での国連要請「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、…障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、…迅速な措置をとること。」

【訴訟団意見】

精神科入院医療費から地域生活支援に予算配分を転換すること

国が障害者の地域生活支援のための予算を十分に配分しない

- 事業所も適切な報酬を受け取れない
- 事業所の経営が立ち行かない
- ヘルパー等福祉人材が圧倒的に不足する
- 質の低い障害福祉サービスが横行する
- 虐待の原因となる

悪循環が生じており、地域生活支援のために予算を十分に確保することが

「視点1 持続可能な制度とするための対処方法」

「視点3 より質の高いサービスを提供していく上での対処方法」の一つである。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

概要一 3 職場・通勤等における障害福祉施策の利用を可能とすべき

国連勧告より

第43パラ（α）での国連の懸念「法的な制限が、地域生活支援サービスを、通勤や通学、又はより長い期間を目的に利用することを許容しないこと。」

第44パラ（α）での国連の要請「全ての地域における障害者の移動が制限されないことを確保するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の下での制限を排除すること。」

【訴訟団意見】 障害者総合支援法を名指しして、通勤・通学・長期間外出に対する障害福祉サービス給付の制限の撤廃を要請していることを国は深刻にかつ真摯にうけとめるべきです。

平成18年厚労省報酬告示第523号「通勤・営業活動等の経済活動に係る外出時、通年かつ長期にわたる外出時及び社会通念上適当でない外出時における移動中の介護には支給しない」による制限を撤廃せよとの国連要請です。

当訴訟団は16回にわたる国との定期協議で繰り返しこのことを求めてきた。障害者総合支援法に基づく重度訪問介護等の個別給付を職場・通勤等で制限なく利用できるようにすべきです。これは報酬告示の改正の問題ですので報酬改定検討チームが責任をもって提言すべき論点であることを自覚して下さい。これにより多くの障害者の就労が実現し、結果として国の財政負担の軽減につながる可能性がある。

視点1 持続可能な制度のための課題

視点5 より質の高いサービス提供のための対処方策

- 1 令和6年度導入「時間区分報酬」の悪影響
- 2 社会福祉法「改正」の問題点
- 3 社会福祉職に国家公務員「福祉職俸給表」水準の給与を保障すべき
- 4 骨格提言「報酬の支払い方式」を採用すべき

概要二 Ⅰ 「時間区分報酬」導入による悪影響

視点3 令和6・8年度報酬改定後の経営・賃上げ等の状況

令和6年度報酬改定で「生活介護」「放課後等デイサービス」等に「時間区分報酬」が導入されました。

その結果、利用者が自宅でヘルパー調整のための待機を強いられる、生活介護の利用を断念した等の悪影響が出ています。

利用者の生活スタイルを変容させ事業所の経営の都合に合わせることを強いることは本末転倒です。小規模事業所の多くは経営悪化しています。

直ちに、これらの施策における時間区分報酬は撤回すべきです。

現在、財務省から指摘されている「就労継続支援B型」への「時間区分報酬」の導入は断固反対です。

時間区分制導入にあたり、「個別支援計画に記載された標準利用時間の報酬請求」を認めることで批判を回避しようとしています。これはあくまで自治体の「配慮」の位置付けであり、実施するもしないも自治体の自由に委ねられており、実際実施していない自治体は全国に多数あります。

このような場当たりの対応では「視点1 持続可能な制度」の維持は不可能です。

概要二 2 社会福祉法「改正」の問題点

視点1 持続可能な制度とするための課題

視点4 質の高い人材確保のための工夫

過疎地域で 障害者総合支援法・児童福祉法等も対象とする「特定地域サービス」を新設し「地域の実情に応じた配置基準」「包括的な評価の導入」は問題です。

一見すると地域に配慮した優良政策のようですが、実質は「過疎地域斬り捨て」「地域弱体化の追認」「公的責任放棄」であり、ナショナルミニマム(生存権)の否定です。

必要なのはサービスの質の維持・確保であり、人材確保施策であり、国の責任の明確化です。安易な基準の緩和により低い支援体制が定着するでしょう。

訴訟団は、安易な人員配置等の規制緩和に反対します。

過疎地域の障害福祉サービスを維持・確保するためにも基本報酬を大幅に引き上げて、出来高報酬＋過疎地域補助(月単位)等を別枠で加算すべきです。結論は骨格提言が求めている施設系支援の報酬は、「利用者個別給付報酬」(日払い)約2割と「事業運営報酬」(月払い)約8割の実現です。

視点2 人材確保に向けた課題

視点3 報酬改定後の経営状況等への対応

視点4 質の高い人材確保の工夫

視点5 質の高いサービス提供していくための課題

概要二 3 社会福祉職に国家公務員「福祉職俸給表」水準の給与を保障すべき

厚労省・こども家庭庁も問題意識としている「サービスの質の確保」を図るには、障害福祉は対人援助業務である以上、サービス提供を担う職員の人件費水準を確保できる報酬体系とすることが前提です。

障害福祉はいわば公務としての憲法25条生存権保障業務に他ならないことから、社会福祉職に国家公務員「福祉職俸給表」水準の給与を保障するべきです。

それが可能な国の報酬告示とするべきです。

視点2 人材確保に向けた課題

視点3 報酬改定後の経営状況等への対応

視点4 質の高い人材確保の工夫

視点5 質の高いサービス提供していくための課題

概要二 4 結論 骨格提言の報酬支払方式を採用すべきです

【意見・提案を行う背景、論拠】

基本報酬を大幅に引き上げる必要がある。

人材不足や高い離職率が続く現行報酬体系では障害者の生活は守られません。

【骨格提言が示す報酬の支払い方式】を採用するべきです。

【意見・提案の内容】 骨格提言では次の報酬支払い方式が提案されている。

2011年8月30日付け障がい者制度改革推進会議総合福祉部会骨格提言
(「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」)＝骨格提言は次の提言をしている。

○ 報酬の支払い方式：施設系支援と在宅系支援に大別する。

○ 施設系支援報酬は

「利用者個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用)と「事業運営報酬」(人件費・固定経費・一般管理費)に大別。

前者を原則日払い後者を原則月払いとする。

○ 在宅系支援にかかる報酬は、現在と同じく時間割り報酬。

○ すべての報酬体系で基本報酬だけで安定経営ができる報酬体系とする。